

平成 25 年度財政的援助団体等監査結果に関する大阪府知事からの措置通知

口座及び通帳の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容							
公益財団法人大阪府育英会	<p>1 公益財団法人 大阪府育英会（以下「育英会」という）は、普通預金口座28口、定期預金口座4口、通知預金口座1口及び振替口座1口を保有している。</p> <p>その中に、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない口座があった。種類及び口数は下記の表の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="857 800 1279 930"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通預金口座</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>通知預金口座</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	口数	普通預金口座	3	通知預金口座	1	<p>育英会は、事業の性質上、多くの銀行口座を保有している。</p> <p>銀行口座は不正に利用される可能性もあるため、使用しなくなった時点で、速やかに口座の抹消手続きを行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該口座については今後も使用する予定がないことから、抹消手続きを行った。</p> <p>今後は、口座を使用しなくなった時点で、速やかに抹消手続きを行う。</p>	
	種類	口数								
普通預金口座	3									
通知預金口座	1									
<p>2 通帳が保管されている金庫を確認したところ、口座は抹消済であるにもかかわらず、担当者も抹消しているかどうか分からない状態で金庫内に保管されている通帳があった。種類及び冊数は下記の表の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="857 1171 1320 1346"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>冊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金通帳</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>通知預金通帳</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指定金銭信託通帳</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	冊数	定期預金通帳	4	通知預金通帳	3	指定金銭信託通帳	1	<p>抹消後の通帳を保管する場合は、抹消済みであることが明確にわかるような状態で保管されたい。</p>	<p>当該通帳については、金融機関に照会したところ、すべて抹消済みであることを確認したので、抹消済通帳の保管場所に移した。</p> <p>今後は、使用している口座を一覧表にした管理表を作成し、担当者が毎年度末及び口座の新設・廃止毎に管理表の確認・修正を行う。</p> <p>また、通帳管理を所管する総務企画課長は、随時、上記の確認状況を把握し、適切な通帳管理に努める。</p>
種類	冊数									
定期預金通帳	4									
通知預金通帳	3									
指定金銭信託通帳	1									

通勤手当の支給誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療 センター</p>	<p>非常勤職員に対する通勤手当1件について、職員が申請した経路より経済的な経路があるにもかかわらず、申請どおりに通勤手当を人事システム登録したため、過払となっているものがあつた。 これは、人事グループのシステム登録担当者が「非常勤職員採用申込書（以下「申込書」という。）に基づき仮登録を行い、チェック実施者が経済的な経路を把握して申込書を手書修正していたが、その事実がシステム登録担当者へ伝達されず、本登録時にも再確認を行わなかったことによる。</p>	<p>仮登録後にチェック実施者が単価修正の必要性を識別した場合には、システム登録担当者へ連絡する、本登録の際にもシステム登録担当者が「非常勤職員採用申請書」により仮登録された単価が正しいか再確認するなど、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>決裁権者及び決裁関係者全員が、採用申込書と採用仮登録画面との内容不一致（入力誤り、認定誤り）がないかどうか確認できるよう、採用仮登録画面のハードコピーを回覧することとした。 また確実に修正を行うべく、修正事項があれば当該ハードコピー上にその内容を明記し、これを決裁文書に添付することとした。 そして、決裁後、確実に本登録担当者に当該決裁文書の伝達を行い、本登録後には本登録担当者の認印と本登録年月日を明記することにより、修正漏れを防ぐことができる手続とした。 上記の措置は、平成26年度採用予定者及び契約更新者の通勤加算等登録内容の再確認から実施している。</p>